

山崎郷土叢書

NO. 108

18.9.10

兵庫県粟市教育委員会
社会教育課内
山崎郷土研究会
電話62-2000

山崎町須賀沢 長井家文書に見る

高瀬舟関係資料の読み出し (三)

森本 一一二

七 田畑高反別・取米取調帳 須賀村

文政十亥年五月に、慶安三年（一六五〇）松平備後守様御検地以来の須賀村の高・反別・取米の増減、すなわち新畑作りや荒地等による変化を取り調べ、明細書にして時の館林御役所へ差し出した文書です。

これには慶安検地での取り決めがきっちり書き上げてあるもので、まずこれについて見ていきます。

その時点での須賀村の高は二百六十七石八斗二升八合で、この反別は二十七町八畝五歩半となっています。この内訳として、田・畑・屋敷と三つに分け、そのうち田の高は二百一十一石五斗六升一合で、この反別は十七町二反八畝十七歩となり、本免（年貢率）

目次

高瀬舟関係資料の読み出し (三)	森本 一一二
闇斎遠景、野中兼山	浅田 耕三
「郡役所文書の世界」展を見学して	田路 正幸
「愛宕神社勧請奉祀の始まりと鉄山」	下村 哲三
山崎歴史街道 (十二)	会報部
事務局だより	16
	15
	14
	10
	8
	1

文政十亥年五月
田畑高反別取米起返り教免并荒所高反別取調帳
慶安三寅年 松平備後守様御検地 播州完栗郡 須賀村
一、高式百六拾七石八斗五升八合
此反別式拾七町八畝五歩半
此 誤
田高式百拾壹石五斗六升壹合 本宛六ツ壹分三厘五毛八忽
此反別拾七町式反八畝拾七歩半 石盛壹石五斗八升
上田高五拾石壹斗六升五合 石盛壹石五斗八升
此反別三町壹反七畝壹拾五歩 石盛壹石三斗三升
中田高百三石三斗式升八合 石盛壹石三斗三升
此反別七町七反六畝式拾七歩 石盛壹石三升
下田高四拾四石六斗壹升四合 石盛壹石三升
此反別四町三反三畝四歩半 石盛七斗七升
下々田高拾壹石六斗七升六合 石盛七斗七升
此反別壹町五反壹畝拾五歩 石盛七斗七升
印下々田高七斗六升三合 石盛七斗七升
此反別壹反五畝拾七歩
畑高五拾六石式斗六升七合
此反別九町七反九畝拾八歩 石盛八斗
上畑高式拾石壹斗三升五合 石盛八斗
此反別式拾石壹斗三升四合 石盛六斗
中畑高拾三石五斗三升四合 石盛六斗
此反別式町二反五畝七歩 石盛四斗
下畑高拾壹石七斗三升三合 石盛四斗
此反別式町九反三畝拾歩
下々畑高三石五斗六升式合 石盛式斗六升
此反別壹町三反七畝歩

は六ツ一分三厘五毛八忽（〇・六一三五八）と決められており、その後も変化はありません。この田は、上・中・下・下々・印下々の五つに分けられ、各々の高と石盛（一反当たりの収量）と、その反別が書き上げられています。例えば上田では、高は五十石一斗六

屋敷高七石七斗八升合 石盛七石三斗六升合
 此反別六反壹畝武拾四歩 新高高七石六升合
 元禄十六遠藤新兵衛様御改 武石七斗八升
 享保十已年柳原式部大夫様御改高 武石七斗八升
 元文三年右同所様御預地御改高 武石七斗八升
 明和八年森村馬守様 武石二升
 寛政五丑年森河内守様御預地御改御檢地帳
 右本新田畑寄
 合高武百七拾七石三升

此反別武拾八町三反四畝武拾六歩
 天明八年 田米 百武拾五石九斗四升七合
 申取 田米 武拾八石八斗武升三合
 寛政九年 田米 百武拾五石二斗六升三合
 酉取 田米 武拾八石七斗五升一合
 享和元年 田米 百武拾七石八升六合
 酉取 田米 右同断

文化元年 田米 御見取米 四升八合
 子取 田米 百武拾七石四升三合
 寅取 田米 右同断

文政元年 田米 御見取米 右同断
 寅取 田米 百武拾七石五升六合

右は去ル寛政元酉ヨリ文政五午迄三十四ヶ年御割附
 參拾四通奉差上、猶亦田畑高反別取米起返り段免
 并荒所高反別等取調明細書被為仰付、私共
 立会相調候処書面之通相違無御座候、以上
 当御預所播州完栗郡須賀村

文政十亥年五月 百姓代 伊兵衛
 館林御預所 年寄 勘右衛門
 御役所 庄屋 武之吉

また、屋敷も年貢が取られ、高七石一斗余り、石盛は一石三斗余りで、反別六反一畝余りとなっています。

検地というのは、このように田畑は勿論、屋敷までも詳しく調べ、これを基に年貢を取り立てているのです。しかし、時が経つにつれて新しく畑も増え、元禄十六年には新畑が高一斗六升、享保十年には二石七斗余り増え、寛政五年（一七九三）には本・新田畑合わせると全部の高が二百七十一石三升になり、反別は二十

升五合であるが、これは石盛一石五斗八升で反別が三町一反七畝十五歩であるのでこのようになる・・・と読めます。続いて中田・下田と同様の表示がなされていきます。

次に畑の高は、五十六石二斗余り、反別は九町七反余りとあり、畑も上・中・下・下々畑とあり、上畑は石盛が八斗で二町五反余りあるので、高は二十石一斗余りというようにに細かく書き上げられています。

八町三反余りとなっていますが、慶安検地から百四十年も経っても大きな増加はありません。

それ以後も若干の増減があつて、文政五年まで三十四通の割付明細書を差し出しているというのです。これによつても慶安の検地が如何に大切に守られてきたか、また免（年貢率）についても変化していないなど、江戸期の高・反別と年貢のことがはつきりと書き上げられた大切な資料であります。

八 御年貢米銀勘定帳 慶応元年 須賀村庄屋 長井家文書

須賀村の村高は、二百七十一石二升七合になっているが、ではそのうち年貢としていくら納めるのだろうか。そしてまた、その納め方はどのようなになっているのだろうか。それらのことが、この勘定帳にきっちり書き上げられているので、以下それについて見ていくことにする。

年貢といえ、村高の何割かを米や大豆などで納めればいいのかのらうと簡単に思っていたが、ここに上げた御年貢勘定帳では細かい決まりがあつて、米の分と、銀で納める分とを計算し、取立てをするのであつて、なかなか複雑である。それ

高271石2升7合(諸引高9石1斗1升4合)	
差引261石9斗1升3合	
取米161石6斗7合 (免6ツ1分7厘)	農家残100石3斗6合
米納83石7斗2升 銀納 御蔵敷入用40匁65 小物成 152匁31 御伝馬宿入用 77匁66 10分ノ1-6ノ763匁52 3分ノ1-25ノ324匁01 メ 32ノ358匁15 1石ニ付440匁 73石5斗4升	地元保有 嘉永五年宗門御改帳 家数110軒 外4軒同居あり 人数460人 男 242人 女 218人 1戸当たり0.91石 1人当たり約2斗
欠米 2石3升8合 川下げ賃1石6斗3升1合 蔵敷 4斗1升7合8匁	

を量的にまとめると、前ページの表のようになる。高二百七十一石二斗七合の内、諸引高九石一斗一升四合あるので、差引当年の高は二六一石九斗一升三合と見ることになる。そしてこれが基準となつて諸計算をするのである。

その中で、常免の六割一分七厘の一六一石六斗七合が取米（年貢米）となり、その中でも欠米・川下賃・蔵敷に四石余りが当てられ、物納の米は八十三石七斗二升で、残りは銀納となる。

その銀納は十分の一（大豆納ともいう）で六貫七三六匁五分二厘と三分の一の二五貫三二四匁一厘の外に蔵入れ料、小物成、伝馬宿料に二七〇匁六分六厘を当てて、合計三二貫三五八匁一分五厘となる。これは米で七三石五斗四升になる。（一石に付四四〇匁で計算している。）

この年貢米を納めた後の一〇〇石三斗六合が農民の取り分である。ところで、農民がいくら居るかという、嘉永五年の宗門人別御改帳によると、家数一一〇軒（外四軒同居あり）、人別は四六〇人（男二四二人・女二八人）であるので一戸当たり〇・九一石、一人当たり〇・二一八石となるが、一人一年二斗ばかりでは到底食い足りない量である。ただ、麦は年貢に納めない、この麦と銀納分の米が残るので、その内の一部を使って年中の食料にするのである。ただ、百姓は賢いので高以上の収穫を上げること努め、その增收分を取り込めるようにと、精出して頑張るのである。

九 須賀村年貢米の使途

須賀村の年貢計算の方式は、前述の御年貢米銀勘定帳によって米で納める分と、銀納分に分けることがわかつたのであるが、ここでは現物で納めた米をどのように処理するのかを見ていくことにする。

須賀村	
一、米 參拾六石六斗二升七合	江戸御回米
外 米 九斗壹升六合	欠米
一、米 五石	大坂御回米
外 米 一斗二升五合	欠米
一、初參拾七石	
此米 十八石五斗	欠米
外 初九斗貳升五合	初川下賃米
一、米 貳斗六合	川下賃金
一、米 貳斗九升	口留番人御給米
一、米 貳拾六石八斗五合	山守御給米
一、米 六斗貳升	置米
一、米 五石貳斗七升四合	御普請扶持置米
内 貳石三斗八升四合壹匁	餘時置米
貳石八斗八升九合九匁	
米 九拾四石三斗六升三合	
外 初 九斗二升五合	

この年の実納の米は九十四石余りであるが、その内第一番に書き上げているものは江戸廻米で三十六石六斗余りで、欠米として九斗余りを見込んでい

る。次に大坂へは米五石と初三十七石（米にして十八石五斗）、外に初九斗余りを出している。この江戸と大坂分を合わせると六十二石ばかりになり、これは全米納分の三分の二にも当たる。残りの内二十七石ばかりは、口留番人や山守の御給米にし、五石三斗ばかりは御普請の扶持置米等に行っているのである。つまり、年貢で徴収した米は全部江戸・大坂へ送るのではなく、残り三分の一は地元の番人用や非時の置米にしているのである。しかし、須賀村は天領であるので、山崎藩や安志藩のように所に住んでいる武士とその家族はいないで、代官と番役人が数家族いるだけであるので、このよ

覚
一、米参拾五石也 但し四斗入八拾七俵
式斗入老俵
右之通り儘ニ預置申シ候貴殿御入用之節ハ此預
り書ヲ以テ無相違相渡可申候、為後日米預り手
形依而如件
文政十一年 浜田村
十一月三日 宇野屋
須賀村 治郎兵衛
傳四郎 殿

うに大量に送れるのである。
ところで、船積みし網干浜
に送った年貢米は、江戸へ廻
る船が来るまで一時、所の問
屋さんに預けておくのである。
上の文書は、文政十一年網
干浜田村の宇野屋治郎兵衛が、
須賀村傳四郎殿として出した米三十五石の預り状である。「ただ
し四斗入り八十七俵、二斗入り一俵」とあるので、やはりこの頃
も四斗入りの米俵を使っていたことがわかる。これが江戸へ送る
米かどうかは分からないが、量的にも前文に見合っているのでこ
こに挙げてみた。

十 江戸御廻米勘定帳

長井家文書の中に、文久四年（一八六四）の「去亥江戸御廻米
御積立申諸入用勘定帳」がある。これはその前年の年貢米を江戸
に回送した時の諸経費を、網干湊の蔵元、成田屋治郎兵衛が精
算、記帳し、詰庄屋の須賀村傳四郎及び御詰役弥右衛門に送った
諸入用（経費）の勘定帳である。

まず、文久三年の年貢は揖保川の高瀬舟によって、十二月二
十四日に出石両河岸から初川下げがあり、その祝儀としての酒手
を高瀬舟に渡したところから始まっている。

これらの年貢米は、網干湊の御蔵に収納され、いろいろな人足

去亥江戸御廻米御積立申諸入用勘定帳

その1

月日	金額	内 訳	支払人
12 24	銭4匁5分	両河岸初川下ケ酒手高瀬舟渡	船主人
26	銭9匁	鹿間行人足貨	人足 3人
29	銭2匁2分	御役所行 所用状 飛脚賃	鍵藤渡し
1 9	銭2匁2分 (朝)	同上	同人
11	銭3匁	高砂行 御用状持参 鹿間行	茂兵衛
13	銭6匁	宮船入津ニ付出石両河岸行	佐兵衛
25	銭12匁	鹿間行(人足貨)	人足4人
2 1	銭4匁5分 (朝)	船足御見分の節 御迎人足	健藤渡し
1	銭1匁	欠手 両戻し	弥三兵衛
1	銭94匁5分	○箱 3○	
1	銭66匁	木綿 4反	
1	銭4匁	縫賃 糸代	
1	銭12匁5分	惣 伸 仕へ 酒手	
1 17	銭4匁 (朝)	沢右衛門、傳四郎様送り人足	庄八郎
17	銭6匁 (朝)	帰り 上乘 3日	与兵衛
2 4	銭1貫45匁8分3厘	免通メ高	
17	20目	姫路行	人足5人
19	1匁5分	船足御見分の節見手間入まし	佐二兵衛
19	4匁 (朝)	飯上乘 2日分	栄四郎
19	4匁	御先触持参 姫路行	
	181匁6分6厘	惣石割	仲仕渡
	24匁5分	別紙 証文有之	
	残157匁1分1厘	惣石割	
	24匁	○俵2俵持参 室津行	人足6人
	○銭1貫514匁7分2厘	(此銀1貫352匁4分3厘)	
	銀97匁3厘	一番船欠○運賃	
	銀109匁8分	二番船 同上	
	銀321匁4分	禎切船 同上	
	銀56匁	定例とめ	
	銀81匁3分7厘	掛ケ役賃	
	1473石3斗7合	瀬船	
	米11石3斗4勺	蔵敷	
	米7石3斗5升6合5勺	内12石米ニテ入	
	メ18石3斗9升3合3勺		
	メ6石3斗5升6合5勺		

や連絡の飛脚などがあつて、その記録が経費と共に細かく載せら
れている。そして、その米は二回に分けて江戸に送られ、その第
一船は堀江様なる人（武士か）が宰領となり、中間の新治郎殿が
お供し、詰庄屋の傳四郎（須賀村庄屋）が付き添って江戸へ行つ
ている。

往路の船は、十二月二十九日に網干を出て、一月二十五日に江
戸に着いているので、二十五日を要しているが、これは途中にお
正月があるので、どこかの港で船泊まりをしてお祝いをしたため

その2

月日	金額	内訳	支払人
	代銀1貫166匁1厘 1240石8斗8升 米9石2斗6合6勺 米6石2斗4合4勺 米5石4斗1升1合 代銀992匁5分7厘	瀬船 蔵敷 内10石 米ニテ入	弥右衛門様
	銀118匁1分 此訳 亥12月3日昼到26日昼迄 亥12月29日晚到1月25日朝迄 子2月朔日晚到同20日朝迄	御 賄 内 48泊 1飯 内 1泊 宿行 御 賄 内 47泊 1飯	堀江様
	銀85匁2分 此訳 石同断 銀92匁4分 此訳 12月14日同月8日昼迄 子1月12日昼到2月4日朝迄 子2月5日昼到21日朝迄	御 賄 内 51泊 1飯	中間 新治郎様
	銀88匁8分 此訳 亥12月23日昼 亥12月29日昼到子1月25日迄 子1月12日朝到17日朝迄 子2月2日朝到22日迄	御 賄 内 50泊 1飯 内 1泊 宿行引	御 詰役 弥右衛門様
12 12	銀8分	朝 1飯	十一郎様
12 23	銀8分	朝 1飯	須賀上〇
1 14	銀5匁4分	14日朝到17日迄	沢右衛門様
1 14	銀3匁6分	14日晚到16日朝迄	十一郎様
1 21	銀3匁6分	21日昼到23日昼迄	尚左衛門様
2 2	3匁	朝 賄	鹿間人足
2 5	3匁	朝 賄	鹿間御詰役様
	銀1匁6厘 合銀4貫586匁3厘 内 漆納 65石5斗 銀 65匁5分 銀 3匁	御米 6合 朝 石掛 上菰代 差引金	

かもしれない。
このときの積み荷は、一千四百七十三石余りにもなっている

江戸御廻米日程

宰領堀江様 中間新治郎殿			
12月23日~12月26日	3日	蔵元詰め	
12月29日~正月25日	25日	行き船	
2月1日~2月20日	19日	帰り船	
詰庄屋傳四郎 (堀江様船に同乗して往復)			
12月23日	1日	蔵元詰め	
12月29日~正月25日	25日	行き船	
2月2日~22日	20日	帰り船	
御詰役 弥右衛門			
12月14日~12月28日	14日	蔵元詰め	
子正月12日~2月4日	22日	行き船	
2月5日~21日	16日	帰り船	

は一ヶ月余りで往復したのではなからうか。また、おもしろいのは弥右衛門さんは、二月四日に江戸へ着いて、すぐ明るる五日には帰り船に乗っているが、傳四郎さんは五日間の逗留があり、宿にも一泊している。これは多分、折角江戸へ来たのだからと、見物したり、遊山したのではないだろうか。またひよっとして日光へ参拝したかもしれないと、想像をふくらませてみたりしている。この帳面では分からないが、傳四郎さんの『江戸日記』などがある。それらのことが書いてあれば愉快だろうなとも考えてみたりする。

それにしても、問屋仲間の通用字であろうか、読み慣れない字が多くあって、読み切れないのが残念だが、本当に珍しい資料で

が、一艘にこんなにたくさん積めたのかと不思議に思われる。この頃の江戸回船は一千五百石積みとか、二千石積みとかの大ききものがあつたのだろうか。その後、御詰役の弥右衛門さんが、正月の十二日に出て、二月四日に江戸に着き、翌日の五日に帰り船が出て、二十一日に帰ってきているので、往路は二十二日、復路は十六日を要している。

これで見ると、江戸への船路

(五) 甲戌貢米の船積み

たくさんに積み上げられた船積帳などの大福帳を見ていたら、老婦人が箱の中から紙紐で縛った切り紙の束を差し出された。早速開いてみると、甲戌の貢米の受取証の束であった。その一枚をここに掲げます。

甲戌は明治七年である。去年即ち明治七年の貢米二十五俵（十石）を確かに受け取ったという証文を、夫役の船頭甚左衛門さんがもらってきたものである。

この紙束の中は、同文の受取で二十五名の船頭さんが出ており、村名の出ているものが多いのでまとめてみると、香山の船頭さんが一番多くて十一名あり、川戸二名、宇原一名だが、所の出していない人が十一名あるのは、地元の須賀村（出石浜）の船頭さんのため、所を省略したのであろう。これを見るといろいろなことが考えられる。

まず第一に、明治八年になっても旧幕時代のように、税として米を収めさせ、その米を江戸、大坂方面へ送っていたのであろうか。次に、一日ではなからうが、須賀村の間屋が米を拾石積んだ船を二十五艘一即ち二百五十石もの米を積み出しているのである。もちろん、これは東西出石の間屋からも積み出したであろうから、その量は何千石にも達したであろう。（これは、文久四年網干成田屋の江戸廻米、二千七百石にも見られる。）川筋の船頭さんは何人あって、何千石の米俵を川下げするのに何日を要しただろう。（この時期の浜の混雑、にぎわいが偲ばれるのである。）

ところでこの米の川下げは、今まで見てきた船積帳には乗せられていないのである。その理由として考えられるのは、米俵が藩

や代官所の蔵に納められて、係の役人が取り仕切るの、船問屋は一定の川下げ賃（例えば、一石に付二升五合とか）をもらって船積みをしたのであろうか。

明治八年二月五日
貢米船積分

村名	船積名
宇原	甚右衛門
香山	甚蔵
〃	喜右衛門
〃	市衛門
〃	長蔵
〃	千代蔵
〃	弥三七
〃	常蔵
〃	傳蔵
〃	彦三郎
〃	千次郎
〃	千蔵
川戸	芳蔵
〃	喜太郎
所なし	栄太郎
〃	為衛門
〃	市蔵
〃	房蔵
〃	佐兵衛
〃	権二郎
〃	庄蔵
〃	権四郎
〃	清蔵
〃	芳松
〃	権七
計	二十五枚

これらの船積みの手続きについては、記録を見ていないので何とも言えないが、まことに年貢米の川下げは、高瀬舟の大きな使命であり、また、最大の取扱商品であったことがうかがえるのである。

(六) 天領年貢船川下げ終了の通知

高瀬舟にとつて年貢の川下げは、本来的の任務であり、また最大量の仕事であることは折々に述べてきたところであるが、ここではその川下げに当たつての通達について見ていきたい。

この覚書は、館林藩預かり所の天領である宍粟郡村々の役所、網干湊御用先の朝倉庄蔵が出したものであるが、その文面は、先に館林藩の預り所となつている天領村々の亥年の御物成（年貢米）を江戸へ回送するため、出石河岸から網干湊へ川下げするにあたり、先頃通知

記

夫宇原甚左衛門
一、甲戌貢米貳拾五俵
此石 拾石也
右の通正ニ受取り候也

網干湊築谷嘉三治

八年二月 日 飛石伊三郎

須賀村 長井傳四郎殿

が問屋の利益に大きく関係するので、このように堅く取り決め、お互いの利権を堅く守っているのである。

十三 議定書之事

これは文久三年の議定書です・前に出しました蔵敷銭定書によつて、船問屋の手数料が定められ、その値を崩して商いをした者に対する罰則が厳しく決められています、それを更に厳しく取り締まるため全部の問屋が記名した連判状です。

このため、当時の出石浜の全問屋（十六軒）の名前の知れる貴重な資料です。長井家ではこの議定書を玄関の上の額に入れて、大切に保存していられます。

議定書之事

近年諸式高値にて雑費相懸りわずかの

蔵敷にては問屋職業むつか敷く候間、先規の通り

鋪銭相定め申したくお窺い申し上げ奉り候処この度

お聞き届けに相成り候に付き仲間一統申し合わせ為し
議定左の通り

一、先年定めぬ通り夫れ夫れ荷物に應じ蔵敷銭
受け取り申すべき事

一、譬え数年懇意の荷主たり共決して定めより

下値にて勤め申す間敷く、右約定に洩れ候風聞も

これ有れば仲間一同より吟味を遂げ申すべき事

一、取り調べの上不心得御座候はば仲間一統付き合

申さず若し仲間の内より詫び等申し出候得ば其者
同様たるべき事

一、荷主より鋪銭値切り候議定の始末をもつて

断り致すべく其の上強いて頼まれ候はば仲間へ談事

の上右様の荷主は両河岸共相断り筋立て候迄

決して継荷致す間敷き事

一、自然私欲に迷い荷主に馴れ合い表向き内実の

差別帳面取り拵い算用杯致し候者の風聞

見当たり候はば重罪故其の者仲間一同より
急度船積み差し止めすべき事

右の条々猥りに相成らざる様両河岸共手堅く
取り極め候上は急度相守り吟味遺失これ無き様
仕るべく候後日の為連印議定書よつて件の如し

文久三年

癸亥正月

- 鳩屋総次郎
- 鳩屋総左衛門
- 播磨屋茂左衛門
- 但馬屋伊左衛門
- 但馬屋忠兵衛
- 須賀村傳四郎
- 須賀村嘉右衛門
- 龍野屋総兵衛
- 竹田屋弥四郎
- 広瀬屋九兵衛
- 安原屋良平
- 宇原屋平助
- 河野屋佐左衛門
- 三木屋庄兵衛
- 榊屋作左衛門
- 船方役 馬之助

「闇齋遠景、野中兼山」

浅田耕三

京都妙心寺の僧であった宗絶、山崎闇齋が妙心寺の住持であった山内一豊の兄に見込まれ、土佐藩主山内家の菩提寺吸江寺の住職の跡取りとして土佐に赴いたのは十九歳の時である。

土佐には谷時中という儒学者がいて、この学者を中心に朱子学を学ぶ者が多く、家老職の野中兼山（伝右衛門義継）もその一人であった。闇齋の俊英ぶりに目を止めた兼山は熱心に闇齋に朱子学を慫慂し、闇齋もそのすすめにしたがって住持の傍ら、朱子学者の道を歩みはじめた。

この出会い以降、兼山は生涯に亘って朱子学者闇齋を庇護し、支えた。龍野藩主赤松広英が藤原惺窩を保護したのと同じである。

播州姫路に生まれ野中家の婿養子に入った兼山は、寛永十三年（一六三六）二十二歳の時、養父の跡を継いで土佐藩奉行職（執政）の座についた。禄高一万石であった。

時の土佐藩主は二代目山内忠義、幕府から何度も天下普請をおしつけられて藩の財政は青息吐息、破産の一步手前の状況であった。

辣腕事業家兼山の八面六臂の活躍がここから始まる。藩領内の河川に三十箇所以上の堰堤を設け新田を作り、下田を上田に改良

して七万石以上の増収に成功し、港湾を整備改修して海運事業を盛んにし、綿・菜種などの特産物を奨励し、鯉や鱒・蛤など水産物の養殖事業も行った。今日の栽培漁業、つくる漁業の先駆である。

一方、朱子学南学派の発展にも力を注ぐなど、全く稀に見る先見性・創造性・実行力の持ち主で手がけた事業は多岐多彩、その成果恩恵は今日の高知県にまで及んでいる。

この成功の陰には彼に全幅の信頼を置いていた藩主忠義のバックアップもあったのだが、ただ、世の卓越した指導者にままありがちの押しの強さが兼山にはあった。剛毅果断の性格があまりに強すぎた。

水害防止の総曲輪工事では川が凍って作業ができぬ以外は一日の休息も許さなかったため、仕事にかり出された百姓たちは唄つたという。「雪や凍れ、あられや凍れ、荒瀬の川がとまれや凍れ」その悲痛な声の中に兼山の峻烈な指図ぶりがうかがえる。しかし、彼は百姓だけを苦しめたのではなかった。

物部川の現在も人々の生活に役立っている山田堰が工事の完成を目前にして台風に見舞われた時、工事担当の者が新堰の決壊を心配して現場に駆けつけてみると蓑笠をつけた人物が一人、未明の暴風雨の中にじっと立ち尽くしていた。兼山であった。

こういう姿も作業に従事する人々に次々伝わったのであろう、物部川左岸のこの野市工事を歩いて見回る兼山の体を心配して「野市通いに駒がなくなつてなろうや、買うて乗らしゃれ、青の駒」

と百姓たちは唄った。工事の完成に懸命の兼山の姿が人々の胸をうったのである。

しかし、あまりに傑出した人物が周囲の反目・嫉視をかうのは世の常で、忠義が病になり、家督を子の忠豊に譲ると重臣達は一斉に彼をさまざまの理由をつけて誹謗中傷しだした。攻撃の口実はいくらでもあった。工事にかり出された百姓達の疲弊、専売制強化による商人の貧窮、土佐藩の国力増強に対する幕府の警戒等々、兼山は矢のように降りかかるそれらの非難悪口に一言の弁解もせずいさぎよく職を退いた。そして、その三ヶ月後多年の無理がたたって急死した。

享年四十九歳、寛文三年十一月十五日のことである。しかし、土佐藩の重臣達はその後もなお兼山攻撃の鋒先をゆるめず、その遺族に対して世にも稀な残虐非道の制裁を加えた。

宿毛領主安東氏の居館に隣接する一町(百九丁)四方の土地を板垣で囲み、四隅に見張りの番所を設け、中に一戸の家を建て厳重に竹矢来で閉ざした。

そして、その家に兼山の養母・正妻・長男十六歳・次男十五・三男八・長女十八・次女十・三女四・四女三・四男二歳とその兄弟姉妹の母である四人の兼山の側妾に乳母と下男六人合わせて二十人を幽閉し、板垣から外へ一步も出ることを許さなかった。十八歳の長女はすでに他家へ縁づいていたが離縁させられ、子と引き裂かれ閉じ込められた。

藩から支給されたのは七十人扶持(一人扶持一日米五合)で、

それで費用のすべてをまかなう貧しさであった。幽閉十五年後に長男が病死すると扶持米は更に半分に減らされた。

一家が解放されたのは幽閉後実に四十一年目の元禄十六年(一七〇三)である。その間に長女長男三男病死、次男発狂死、四男は自分が死ねば野中家の男系は絶えるゆえ、一家が赦免されるだろうと考え自害した。はたしてその翌年やっと赦されたが、幼かった姉妹はすでに四十代半ばに近くもはや子を産める齢ではなかった。野中家は跡が絶えたのである。

兼山の五人の妻妾については、彼が儒学の信奉者であったゆえの事情があるのだが、この稿の字数が多くなるためその説明は割愛する。

兼山とその妻は夫婦共に目下NHKの大河ドラマで素直で正直一途の武将として描かれている山内一豊の妹合姫の孫に当たる。つまりいとこ夫婦であった。

兼山一家を破滅させた藩主忠豊も一豊の孫である。

「郡役所文書の世界」展を見学して

田路 正幸

はじめに

平成十八年六月十九日（月）から七月十八日（火）にかけて、神戸市中央区の兵庫県公館県政資料館において、同資料館と神戸大学文学部地域連携センターの共同企画による「郡役所文書の世界」展が開催されました。期間中、両機関のご好意により具に展示を見学する機会を得ましたので、誌面をお借りして報告したいと思います。



兵庫県公館

兵庫県公館は、明治三十五年（一九〇二）に完成した煉瓦造り、三階建のフランス・ルネサンス様式の伝統を踏まえた建物で、長く兵庫県庁舎として親しまれていました。昭和六十年（一九八五）には、全面的な改修工事が行なわれて兵庫県公館とな

り、内部には迎賓館・県政資料館が設けられました。建物は兵庫県の明治建築を代表するものとして、国の登録有形文化財となっています。一方、神戸大学文学部地域連携センターは、「歴史文化に基礎を置いた地域社会形成のための自治体等との連携事業」を行う目的で設置され、県内各地の自治体や博物館などの関連施設、地域住民団体などと連携して歴史文化遺産を活用したさまざまな事業に取り組みれています。

このたびの「郡役所文書の世界」展は、県政資料館が所蔵する宍粟郡役所文書の整理・分析作業を神戸大学文学部の日本史専攻学生が手がける過程で企画され、展示構成の立案や説明パネルの作成、期間中の解説も学生の皆さんによって行われました。

近代の宍粟郡と宍粟郡役所文書

明治四年（一八七一）の廃藩置県の後、宍粟郡を含む播磨地方は姫路県、次いでさまざま飾磨県となりました。翌五年（一八七七）二、飾磨県は県内を十六の大区に分けてその下に小区を置きました。宍粟郡は第十六大区となり、郡内は九小区に分けられました。明治九年（一八七六）に、飾磨県は兵庫県に合併されています。

明治十一年（一八七八）の郡区町村編成法を含む地方三新法の制定に基づく制度改正により大区小区制は廃止され、宍粟郡では翌十二年（一八七九）一月から郡区町村制が施行されて郡長が置かれました。さらに明治二十二年（一八八九）には、町村制の施

行によって、宍粟郡内に一町（山崎町）十八村が誕生することとなりました。翌二十三年（一八九〇）に公布された郡制は、兵庫県では明治二十九年（一八九六）に実施に移されました。郡は県と町村の中間の自治体として位置づけられ、郡には郡会と郡参事会が設置されて各種の事業にあたることとなりました。

宍粟郡役所は当初山崎町本町に置かれていましたが、明治二十七年（一八九四）に鹿沢東桜町（東鹿沢）に移転し、大正十二年（一九二三）三月の郡制廃止まで郡行政を担っていました。

県政資料館には、明治十二年（一八八〇）から大正十二年（一九二三）にかけて作成された、教育・人事・産業・山林・不動産登記・予算などの宍粟郡役所に関連する文書が六十七冊の綴に分けて保存されています。どこの郡役所でも郡制廃止後は、行政機構の改編や市町村合併による事務所の移転などで、それまでの保存文書が散逸したり廃棄されてしまうことが多く、宍粟郡のよう



宍粟郡役所（『兵庫県宍粟郡誌』より）

に多量の文書がまとまった形で残されている例は全国的にみても大変珍しいこととされています。それだけにこれらの文書は宍粟郡のみならず、明治から大正にかけての郡役所を中心とする地方自治の在り方や行政の実態を知るうえできわめて貴重な史料であるということができます。宍粟郡役所文書は郡役所の廃止後、何らかの経緯で個人の所有となっていたものが、『兵庫県史』編纂事業のための関連史料の収集の過程で、昭和四十二年（一九六七）ごろに当時の県史編集室に寄贈され、現在にいたったもののようなものです。

「郡役所文書の世界」の展示テーマ

今回の「郡役所文書の世界」展では、県政資料館が所蔵する宍粟郡役所文書を中心に据えて、史料原本・写真・解説パネルなどにより、明治時代後期の宍粟郡役所の事績を特徴づける四つのテーマのもとに、当時の時代背景を交えてわかりやすく展示されました。

○宍粟郡役所の世界Ⅰ―教育事業（二部教授）

明治時代も中ごろになると、就学率が上昇したことに伴って教室や教員の不足が生じ、その対策として、全校もしくは一学級の児童を午前通学と午後通学に分け、午前の部と午後の部を同じ教室を使って一人の教員が担任するという二部制の授業方式が全国的に行なわれました。

宍粟郡における二部教授は、明治三十六年（一九〇三）四月に

初めて実施されました。郡役所で作成された文書のなかには、郡視学（学校教育の視察や教育行政事務を担当した役職）の業務の進行と、二部教授の「成績調査結果」の知事への報告の案文などが残されており、当時の郡内の学校教育の状況を知るうえで貴重な史料といえることができます。

○宍粟郡役所の世界Ⅱ―公有林整理事業

宍粟郡は「森林王国」の名にふさわしく、全面積中の約九割を山林が占めることから、林業は本地域を特徴づける重要な産業として振興策が図られてきました。江戸時代以来の入会慣行による薪炭や牧草、肥草などの採取によって荒廃が進んだ山林に対して、郡は山林保護組合を組織するなどして林野保全の啓発に努めるようになりました。

明治三十九年（一九〇六）に兵庫県は、大字所有の林野を利用区分ごとに整理するための調査を各町村に命じました。宍粟郡内の各村では、大字ごとに林野を実測して営林事業計画のための整理予定図を作成して郡役所に報告しています。また、小学校の児童による学校林の植林も盛んに行なわれ、そこから得られた収入は学校の経営費に充てられました。

○宍粟郡役所の世界Ⅲ―壮丁教育（兵役をひかえて）

壮丁教育とは、満二十歳になって受ける徴兵検査とその後の兵役に備えた事前教育のことをいい、兵庫県では明治三十四年（一九〇一）から実施されるようになりました。宍粟郡役所文書の「壮丁教育調査報告」には、徴兵検査前に受ける甲種壮丁教育

（二月から五月の間に約一五〇時間が課せられた）と、入営確定者が受ける乙種壮丁教育（九月から十一月の間に約一〇〇時間が課せられた）の出席状況や教育効果などが記されています。

甲種教育の担当者には小学校教員があたり、幼児教育を受けた者にはそれをより良くし、無教育者にあつては多少の教育を与える好機であるとして出席を勧誘督促していますが、実際の出席者は対象者の半数以下であったようです。一方、乙種教育の出席者は対象者の八割を超え、成績も甲種に優り入営後の軍隊教育を受ける素地を与えるに少なからぬ効果があると自負しています。なお宍粟郡内の乙種壮丁教育修了者は、姫路の歩兵第十連隊に入営することになっていました。

○宍粟郡役所の世界Ⅳ―罹災救助事業

明治四十三年（一九一〇）八月一日から十六日にかけての関東大水害は、東海・関東・東北地方に甚大な被害をもたらしました。兵庫県内務部長から宍粟郡長にあてた「水害義捐物品無償輸送につき通牒」によると、水害罹災者救済のために行政庁の証明を受けた篤志家（教育家・宗教家などの慈善事業に熱心な人たち）の義捐物品の輸送、救済品運搬者の三等乗船の往復運賃については無償とする旨が記されています。このことから、遠隔地での災害に対する救援物資の集約や送達事業を郡役所が担当していたことがうかがえます。

一方、同年九月二日から七日にかけて関西地方を襲った台風による水害では、同じく兵庫県内務部長から宍粟郡長あてに「兵庫

県罹災救助基金救助規則取扱手続」(明治三十二年八月三十日付・兵庫県令第八十四号)に基づき、管下の被害状況、被害額の見積り額等を県に報告するよう求めています。同手続きによれば、郡役所管下での災害で罹災救助が必要な場合は、町村長は郡役所に状況を報告し、郡役所は調査を行なったうえで県に報告することが定められていました。

まとめにかえて

平成十七年四月一日の宍粟市の誕生、平成十八年三月二十七日の安富町の姫路市への合併により、行政的な宍粟郡の名称は古代以来の役割を終えることとなりました。この機に当つて、今一度宍粟郡の歴史を振り返り、新しい宍粟市の展望を開くうえで、今回の展示は時宜にかなった大変意義のあるものであったといふことができます。また、

大学と行政機関が連携して、地域の歴史資料の整理調査、保存活用事業に取り組んだ事例として高く評価することができるといふでしょう。



「郡役所文書の世界」展会場

そして何よりも、明治時代から大正時代にかけての宍粟郡役所文書が良好かつ大量に保存されていることに驚きと僥倖を感じるとともに、これまでの関係者の尽力に対して深甚な敬意を表したいと思います。今後は郡役所文書のさらなる整理分析と研究を進めることによって、近代における宍粟郡の地方自治や教育文化、産業振興などの諸事業の実態が明らかにされるものと期待されます。

最後になりましたが、展示の見学ならびに本稿を草するにあたって、兵庫県公館県政資料館ならびに神戸大学文学部地域連携センターの方々には大変お世話になりました。特に記して感謝申し上げます。

【参考文献】

- 宍粟郡役所編『兵庫県宍粟郡誌』(宍粟郡役所 一九二三年)
- 兵庫県史編集委員会編『兵庫県百年史』(兵庫県 一九六七年)
- 山崎町史編集委員会編『山崎町史』(山崎町 一九七七年)
- 奥村弘・松下孝昭「近代の播磨」『播州と山陽道』(街道の日本史39 吉川弘文館 二〇〇一年)
- 宍粟郡誌編纂委員会編『宍粟のあゆみ』(宍粟環境事務組合・宍粟市・安富町 二〇〇六年)
- 神戸大学文学部地域連携センター編『郡役所文書の世界』(兵庫県公館県政資料館 二〇〇六年)

「愛宕神社勧請奉祀の始まりと鉄山」

下村 哲三

鳩屋は、今宿に住み寛永七年（一六三〇）に木炭、葛籠、雑木、白箸の請負で活躍した初代鳩屋茂右衛門尉義成、二代目鳩屋九郎右衛門義氏、三代目鳩屋六郎右衛門の出た古い商家であって兼ねて鐵山経営も行っていた。

元禄七年四代目鳩屋孫右衛門宗教は生谷と今宿村に、三〇年の住居より東出石に移し、自家の裏山（聖山）に京都の愛宕神社の勧請奉祀したのも鉄山業の火と深い関係があるから、徐災祈願のためであったであろう。

さて、いつ頃から東出石部落民の代参が始まったのか記録も、残しておらず不明である。元禄十二年に鳩屋の一族である庄野又左衛門（又三郎）氏がご宝前灯籠を寄進されていること、又明治十二年大部綾勢神官の記録によると崇敬人百六十五人、代表横野茂左衛門、木村伊左衛門とあることから考えても部落民も信仰し、いつしか代参講である愛宕講として現在に至っているのだろう。

代参講の記録は昭和初期から残っている。代参人は五人、抽選で決め、毎年四月初めの日曜日に、昭和三十年頃までは、京都駅前前の法華俱樂部に泊まり早朝、駅前よりバスにて清滝へ、そこから愛宕山頂へ。戦前は途中までケーブルを利用していった。登り約

一時間三十分、下り約一時間かかった。神社では祈祷を受け御札をいただく。

太平洋戦争中は、汽車、バス共に交通の便が悪く、木村六郎會計さん一人で代参している。だが今日では京都バスの清滝下車、左手の急坂（右手は車道）を下り、清滝川に架かる渡猿橋を渡って民家を過ぎると赤い鳥居がある。ここが表参道の登り口だ。登り始めてから約三十分赤い燈籠二本と、三〇〇年程の生長しているスギの木（根元は腐って大きな穴があって、その内部に祠が祀ってあるところ）で休息、二回目の休息地までの中間に小さな門があつて、更に三十丁まで登りつく。愛宕山頂まで五十丁丁から六十%達成、よくもここまで登れたものだ。

これも愛宕信仰のおかげである。神社まで登りだが五合目の小屋をすぎた付近は緩やかなところもある。九十度に分岐する、水尾の分かれに着けば山頂はもうすぐ。さらに石段まじりの参道を進み神社域を示す黒色の総門をくぐって、社務所前の広場に、そこから正面の階段を足取りも重く登ると愛宕神社に着く。

本殿に参拝して阿多古祈符（あたごきふ）火廻要愼（ひのようじん）の護符を講員数だけもとめる。台所用の小形一体三百円、これで火の用心は万全との気分になる。

下山は登って来た参道（標高九二四米）を下りて出発点の清滝まで戻る。

「愛宕神社の分社と坂迎え」

代参者が無事帰ったことを村人と一同に会して酒宴により祝

う。昔は四月二十四日の地藏の縁日であったが、時代の影響で今は二十四日以前の日曜日である。

代参者と神主さんは午前中に愛宕神社の分社に参る。出石の愛宕神社は、竊築神社の裏山にある。参道は三十度の勾配で延長は二百米蛇行で厳しい登り坂であるが、参道中は二米でゆったりとし、一部分は石段と松杭の段があつて登りやすくしてある。本殿前の広場へ着くと一休みしたいぐらいで良い足の運動で手頃である。この所より四方の広い所を眺めると景色の良いこと山崎町が一望できて風景きわめて雄大で、また、遙かに長水城、篠の丸城跡を遠望すると、文字通り山紫水明のわがふるさと実粟をつくづく実感できる。この場所に分社あつて、代参者は無事帰村の報告をする。

「その他」

毎月二十四日が縁日である。特に八月二十四日は万燈祭で八月も終わり降雨を願う季節である。各戸、松明を作り、境内持参、または旧町内の今宿、中広瀬、遠くは寺町等からも松明持参でお参りがあつたことを記憶している。出石の住民が愛宕講として数人が京都へ代参したように、郡内神社の中には愛宕神社の分社があり、その信者の代表が出石の愛宕神社へ代参していた時代もあった。中野部落あたりは昭和三十年代まで続いていたようにおもう。又上牧谷、下牧谷、宇野、下町、生谷部落と、川向こうの旧町の方々、特に台所をあずかる主婦（山の神、カミさん、おかみさん）ことさら台所では火を扱うので火の神に守っていたただか

なければならぬ、竈神の代表格は愛宕さんで、お札は火伏せの靈験あらたかという。坂迎えの日に新しいお札をいただいて神棚に奉り、竈近くの柱に祀つて向こう一ケ年間の無事を願う。

『山崎歴史街道』（十二）

●山崎の史跡巡りをしませんか●

会報部

四十二 大歳神社の「千年フジ」（兵庫県指定天然記念物）

「天徳四年（九六〇年）上寺村の与右衛門が植えし、…」と伝えられている通称「千年フジ」。種類は花房が一メートル近くにものなるというノダフジで、五月上旬の花時の美観は誠に素晴らしく、毎年この時期には「藤まつり」がおこなわれ、遠くからも沢山の人が訪れたいへん賑わっています。

このフジの大きさは、目通り幹囲約三メートル、樹高約二・八メートル、枝張り面積三六〇平方メートルにも及び、境内の殆どを覆う状態です。また、花の時期には甘酸っぱい香りが四方に漂い、日本の香り百選にも選ばれています。全国にはフジの名所はあちこちに見られますが、その巨大さ、樹齢とも国の天然記念物指定の岩手県「藤島のフジ」や埼玉県「牛島のフジ」など、国指定の七件の何れのフジと比べても見劣りしないとされている「千

年フジ」です。

●参考 フジには、平地によく見られるノダフジと、主として西日本の山地に見られるヤマフジの二種類があります。この両種は、つるの巻き方が反対です。また、花房（花序）の長さも、ヤマフジは一〇〜二〇センチと短いのですが、ノダフジは三〇〜九〇センチと長く、観賞用にはノダフジが多く栽培されています。



事務局日より

一、前号でもお願いしましたが、再度お願いします。市内の郷土ニュース、各地のかくれた石碑、墓碑等、世間に知られていないものが相当あるのではないかと思います。ご近所にございましたら事務局までお知らせください。

二、宍粟市歴史資料館では、歴史講座を開いています。平成十八度の日程は十月から次の通りです。

開催日は毎回土曜日 午後一時三十分より三時まで

十月一四日（土）宍粟の近代Ⅰ 郡役所文書を通じて

十月二八日（土）宍粟の近代Ⅱ 宍粟開拓団

十一月一日（土）見学研修の事前学習

十一月二五日（土）見学研修（市外の史跡・博物館等）

十二月九日（土）播磨の山岳寺院

一月二十日（土）亥年に因んで干支にまつわる話題

二月三日（土）宍粟の民俗芸能について・宍粟の獅子舞

二月十七日（土）古文書の話題あれこれ

三月一〇日（土）ものの歴史とこころの歴史

一回ごとの参加も可能です。

場所 宍粟市歴史資料館 視聴覚室

外科・内科

山中医院

院長 山中陽一

山崎町西町・TEL 620036

呉服とジュエリー



本店 本町(さつき通り) 62-1680

咲ランド3F呉服のとくさや 63-0568
" 2Fジュエリーとくさや 63-0557

きれいなカラープリントの店



コエカメラ

Specialty Camera Shop

本店 宍粟市山崎町東鹿沢 26-3 ☎ 62-2089
フリーダイヤル ☎ 0120-440-990
FAX 0790-62-7429
咲ランド店 TEL 0790-63-0533

心のゆとりのおてつだい

安井書店

YASUI BOOKS

本店 TEL (0790) 62-0700
さつき通り FAX (0790) 62-2117
ブックランド店 TEL (0790) 64-2051
山崎町中井 FAX (0790) 64-2052

パンフレット・デザイン広告・名刺・封筒・伝票
新聞広報誌・ポスター・案内状・シール等



(有) 稲田印刷

〈本社〉〒671-2577 兵庫県宍粟市山崎町山崎454
TEL (0790) 62-0254 FAX (0790) 62-4764
〈一宮店〉〒671-4133 兵庫県宍粟市一宮町須行名496
TEL (0790) 72-8600 FAX (0790) 72-8611

山陽盃

清酒

SANYO HAI

兵庫県山崎町山崎
山陽盃酒造株式会社

旅行・観劇・航空券

すぐお応えいたします



神姫観光

〒671-2576 兵庫県宍粟市山崎町鹿沢68
(神姫バス山崎待合所内)
TEL (0790) 62-7588
FAX (0790) 62-7589

創業明治28年・さつき本舗

四季の菓子

御進物・おみやげ・お茶うけに、四季折々の
真心こめた手づくりの御菓子を



御菓子司 東心

本店・播州山崎町さつき通り (電) 62-0170